

強引な勧誘に根負けして 契約をしてしまったとき… どうすればいいの？

消費者トラブル情報
～電話勧誘販売 篇～



長野県の消費者被害防止啓発キャラクター

モシカっち

こもろん

小諸市の農産物が大好きな、小諸市のキャラクター



こもろんが被害にあったトラブルについて、もシカっちに相談しています。
こもろんと一緒に、かしこい消費者になりましょう！

1. クーリング・オフを使う



この間、魚介類が有名な地方の業者から、
「カニはいらないか。お得なパックを1万円で送る」
って電話があったんだ。



へえー。それで注文したのかい？



高いから、「いらない」って思ったんだけど、
代引き配達で送るからって、しつこくて…。
仕方なく、応じてしまったんだ。
昨日、荷物が届いたらビックリ！
量も少ないし、**話と全然違う中身**だったんだ。
だから手もつけないままにしているんだよ。
どうしたらいいの？



それは大変な目にあったね。でも、大丈夫！
電話で勧誘されているから、
この場合は、**特定商取引法の電話勧誘販売**で、
法定契約書面を交付する義務があるんだ。
契約書はカニと一緒に届いたのかな？



届いたカニのパックと一緒に入っていたよ！



クーリング・オフと、商品返送（着払い）しよう。
電話勧誘販売は契約書面が届いて**8日以内**なら、
消費者から一方的に契約を解除（クーリング・オフ）
できるんだ！
詳しいやり方は、消費生活センターに聞いてね！

2. 断ることが一番大事



商品も返せて、お金も戻ってくるなんて…。
ありがとう！早速クーリング・オフをしてみる！



でもね、クーリング・オフをしたからといって
必ずお金が戻ってくるとは限らないんだ。



え、戻ってこないこともあるの？
1万円も払ったのに困るよ…。



もちろん、きちんと返金する業者もいるけど、
そうでない**悪質な業者もいるんだ。**
代引きで既に支払ってしまっていると、
お金を取り戻すのが難しいんだよ。
だから、**きっぱり断ることがとても大切！**



でも、話す隙もあたえられなかったら、
どうすればいいの？
断りづらいんだよね。



そういう時は、**電話を切っちゃって大丈夫。**
電話を途中で切ることは、
失礼なことじゃないんだよ。



ありがとう！
断れずに注文して、悲しい思いをするなら、
勇気をもって断ったほうがいいね。

【まとめ：電話勧誘販売を受けたときは…】

- ①しつこく勧誘されてもいらないなと思ったら、勇気を出して断りましょう。
断る隙がなかったり、断りづらいときは電話を切ってかまいません。
- ②その場ですぐ契約せず、よく考えましょう。
- ③あれ？と思ったら、周りの人や消費生活センターに相談してみよう。

▼相談窓口

- 小諸市消費生活センター
☎ 31-5100(消費者相談専用)
- 長野県東信消費生活センター
☎ 0268-27-8517
- 消費者ホットライン
☎ 188